

## **国民健康保険料の減免について(新型コロナウイルス感染症関連)**

新型コロナウイルス感染症により収入の減少等の影響を受けた方について、申請により国民健康保険料の減免が受けられる場合があります。※令和2年度中の措置です。

**①主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方**  
全額免除となります。

**②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方**

次の要件をすべて満たす場合、下記計算式に応じ、減額します。

### **【要件】**

- ・令和2年の収入(事業、不動産、山林、給与のいずれかの収入)が、令和元年と比較して、3割以上減少する見込みであること(給与収入や事業収入等、収入の種類ごとに比較します)
- ・令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること
- ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得合計額が400万円以下であること

### **【計算式】**

減免対象の保険料額(A×B/C)×減免割合(D)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B:主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得額

C:主たる生計維持者と世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額

D:主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額に応じた減免割合

300万円以下…10/10(全額)

400万円以下…8/10

550万円以下…6/10

750万円以下…4/10

1000万円以下…2/10

※ただし、主たる生計維持者の事業の廃止や失業等の場合には、令和元年の所得額にかかわらず減免割合は10/10となります。

### **【申請に必要なもの】**

- ・令和2年の収入状況のわかる資料(給与明細、売上台帳等)
- ・令和元年の収入状況のわかる資料(確定申告書の写し、源泉徴収票、売上台帳等)
- ・印鑑、本人確認書類

◇令和元年の所得がない方、非自発的な離職による軽減措置対象の方はこの減免の対象外です。

◇後期高齢者医療制度保険料についても上記に準じて取り扱います。

◇その他詳細については下記にお問い合わせください。